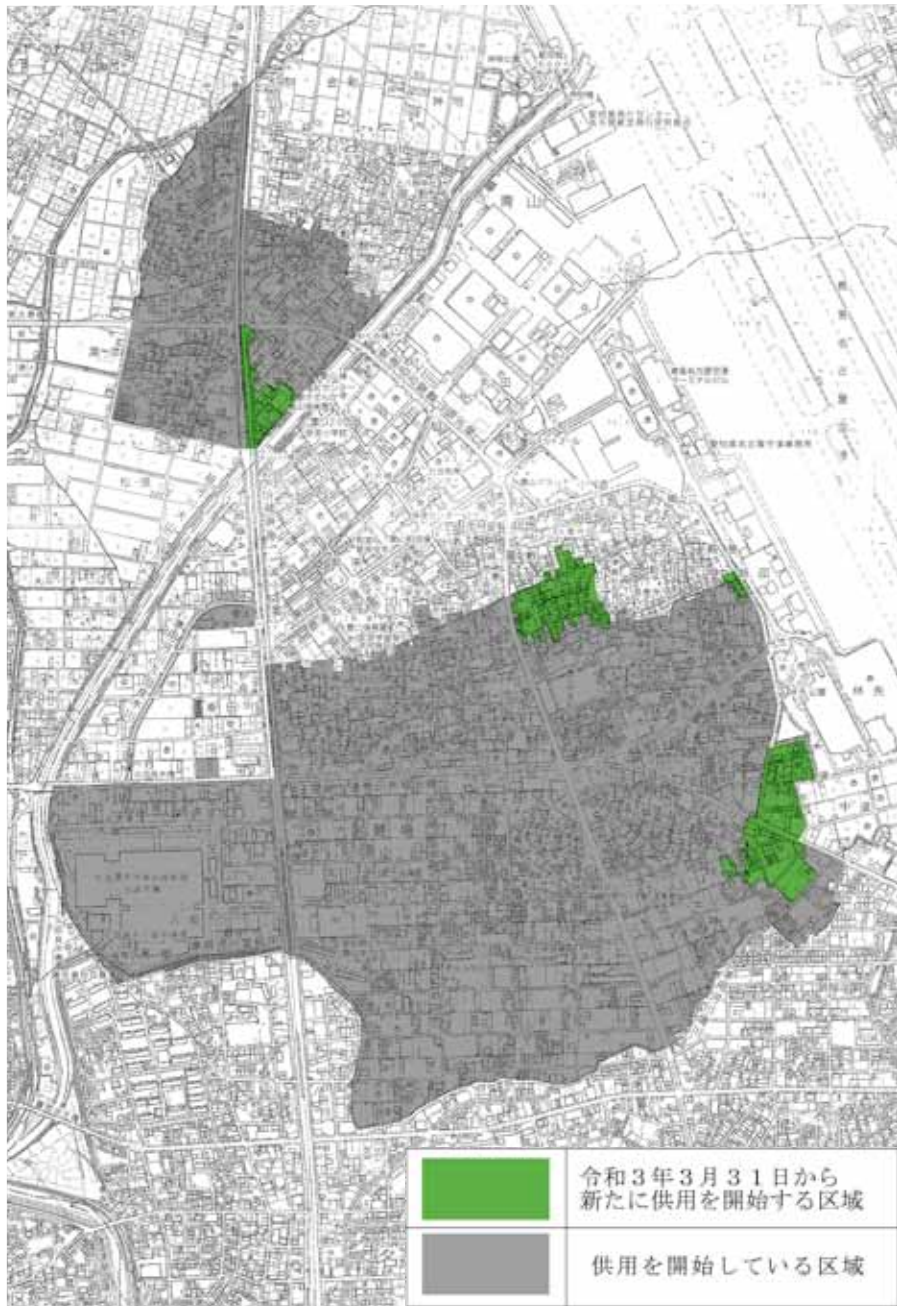


## 供用開始区域図



info

### 下水道の供用区域の拡大

3月31日（水）から、下水道の供用区域を別図のとおり拡大します。区域内でくみ取り便所のあるご家庭は3年以内に、浄化槽を設置しているご家庭はすみやかに排水設備を設置して、下水道への接続をお願いします。

#### 排水設備工事について

宅地内の排水設備工事は、必要な技術

を習得している町指定の工事に依頼してください。工事費用は個人でご負担いただきます。

#### 下水道接続のための助成制度

排水設備工事費用を無利子で融資する制度や、接続の際に不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する費用の一部を補助する制度があります。

#### 下水道使用料

下水道使用料は水道使用量を基準に算

出します。井戸水などの地下水を使用している場合は使い方によって使用水量が決まりますので、お問い合わせください。

#### 下水道使用料の支払い方法

使用料は水道料金と一緒に2か月ごとに口座納付などにより納めてください。

#### ▼問合せ 建設課下水道係

☎28・0940

info

### 国民年金学生納付特例制度

学生の方で国民年金保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例の申請ができます。申請が承認された場合は、保険料の納付が猶予されます。また、申請年度から10年間は追納できます。ただし、所得制限があるため、承認されない場合もあります。

令和2年度に学生納付特例を承認された方で、今年度も同じ学校に在籍する方には、4月初旬から順次日本年金機構から、「学生納付特例申請書（はがき）」が郵送されます。必要事項を記入し返送することにより学生納付特例の申請ができます。

#### ▼窓口申請が必要なもの

- ・マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・マイナンバー記載の住民票）
- ・本人確認書類
- ・学生証もしくは学生証の写し（両面）

代理人が申請される場合は、委任状、代理人と被保険者の本人確認書類も必要になります。

#### ▼問合せ 名古屋西年金事務所

☎052・524・6855

住民課住民・年金係

☎28・0966